

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

兼業農家の都市や他産業への流出は、過疎化の進行や農村における集落活動に支障を来すなど、当町の持続的な農業発展のためには、農業構造政策として重要な課題であり、これまで地場産業の振興による安定的な就業機会の確保に努めてきたが、未だ不安定な状況におかれている農業者もおり、今後とも企業誘致等の取組みを実施し、就業機会の確保・拡大を図るとともに、農業の6次産業化や多様な農業の展開による農業所得の向上を図る。

(単位：人)

I	II	業 地								
		市町村内			市町村外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建設業・サービス業・その他	47	50	97	21	13	34	68	63	131
計		47	50	97	21	13	34	68	63	131
自営兼業	林業	4		4				4		4
	漁業	13	13	26				13	13	26
	その他	14	8	22	3	1	4	17	9	26
計		31	21	52	3	1	4	34	22	56
出稼ぎ	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計										
日雇・臨時雇	建設業・サービス業・その他	15	13	28	17	4	21	32	17	49
計		15	13	28	17	4	21	32	17	49
総計		93	84	177	41	18	59	134	102	236

注 資料：平成22年アンケート調査による

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(ア) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

農業の多様な発展を推進するとともに、農家の就業意向調査等を実施することで把握する。

(イ) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

就業意向調査の結果を総合的に分析し、町、農業委員会、農業関係機関等で構成する八雲町経営・生産対策推進協議会を定期的で開催し、就農希望者の相談窓口として指導・相談活動にあたり、就農の円滑化に努める。

3 農業従事者就業促進施設

現地点において新たな施設整備計画なし。

4 森林整備その他林業の振興との関連

必要に応じ、八雲町森林整備計画等と農業振興地域整備計画との密接な連携・調整を図る。